

政令第三十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第二十三条第二項、健康増進法（平成十四年法律第三百号）第三十五条第四項及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十五条第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

（農林物資の規格化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一項中「都道府県知事が」を「者が」に改め、同項第一号中「この項」を「この条」に改め、「（以下この条において「特定製造業者等」という。）」を削り、「当該都道府県の知事」を「次のイ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、

当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 製造業者等であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内製造業者等を除く。以下この条において「都道府県内製造業者等」という。） 当該都道府県の知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内のみにあるもの（以下この条において「指定都市内製造業者等」という。） 当該指定都市の長

第十二条第一項第二号中「前号に定める都道府県知事」を「前号イ又はロに定める者」に改め、「（い）ずれも特定製造業者等に関するものに限る。」を削り、「当該都道府県知事」を「次のイ又はロに掲げる製造業者等の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 都道府県内製造業者等 当該都道府県の知事
ロ 指定都市内製造業者等 当該指定都市の長

第十二条第一項第三号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる製造業者等以外の製造業者等 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第十九条の十四の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）

第十二条第一項第四号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 製造業者等とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該製造業者等とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 製造業者等とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第十二条第一項第五号中「の場所の所在地を管轄する都道府県知事」を「に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第十二条第一項第六号中「とする」の下に「次のイ又はロに掲げる」を加え、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる製造業者等以外の製造業者等 当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都

道府県知事

ロ 製造業者等であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び

当該指定都市を包括する都道府県の知事

第十二条第二項から第四項までの規定中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第

五項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「（特定製造業者等以外の製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）」を削り、「消費者庁長官及び農林

水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内製造業者等及び指定都市内製造業者等以外の製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣

二 指定都市の長が都道府県内製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

第十二条第六項中「特定製造業者等又は」を「次の各号に掲げる製造業者等又は」に、「特定製造業者等が」を「製造業者等が」に、「都道府県知事」を「者」に改め、「を当該」の下に「製造業者等の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内製造業者等 当該都道府県の知事

二 指定都市内製造業者等 当該指定都市の長

第十二条第七項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第八項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「消費者庁長官及び農林水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県知事が指定都市内製造業者等に関する当該調査を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内製造業者等に関する当該調査を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣

第十二条第九項中「都道府県知事」の下に「若しくは指定都市の長」を加える。

(健康増進法施行令の一部改正)

第二条 健康増進法施行令(平成十四年政令第三百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「次の各号に掲げるものは、当該各号に定める」を「法第三十二条第三項において準用する法第二十七条第一項の規定による権限は、法第三十二条第三項に規定する物の製造施設、貯蔵施設又は販売

施設の所在地を管轄する」に改め、同条各号を削る。

(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正)

第三条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「都道府県知事」の下に「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)の長」を加える。

第五条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一項中「都道府県知事が」を「者が」に改め、同項第一号中「(以下この条及び次条において「特定食品関連事業者」という。)」を削り、「当該都道府県の知事」を「次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの(ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品

関連事業者」という。) 当該都道府県の知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにあるもの（以下この条及び次条において「指定都市内食品関連事業者」という。） 当該指定都市の長

第五条第一項第二号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六条第一項の規定により自ら行う指示に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）

第五条第一項第三号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道

府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第五条第一項第四号中「の場所の所在地を管轄する都道府県知事」を「に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第五条第一項第五号中「とする」の下に「次のイ又はロに掲げる」を加え、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第五条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）」を削り、「農林水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 農林水産大臣

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

第五条第五項中「特定食品関連事業者又は」を「次の各号に掲げる食品関連事業者又は」に、「特定食品関連事業者が」を「食品関連事業者が」に、「都道府県知事」を「者」に改め、「を当該」の下に「食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

第五条第六項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第七項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「農林水産大臣」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 農林水産大臣

第五条第八項中「都道府県知事」の下に「若しくは指定都市の長」を加える。

第六条第一項中「都道府県知事が」を「者が」に改め、同項第一号中「いずれも特定食品関連事業者」

を「いずれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者」に、「当該特定食品関連事業者

の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

第六条第一項第二号中「前号に定める都道府県知事」を「前号イ又はロに定める者」に改め、「（いずれも特定食品関連事業者に関するものに限る。）」を削り、「当該都道府県知事」を「次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

第六条第一項第三号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地

を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）

第六条第一項第四号中「当該」を「次のイ又はロに掲げる」に、「主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの

当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所所在地を管轄する都道

府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の

区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第一項第五号中「の場所の所在地を管轄する都道府県知事」を「に係る次のイ又はロに掲げる場

所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第一項第六号中「とする」の下に「次のイ又はロに掲げる」を加え、「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

第六条第二項及び第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第四項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）」を削り、「消費者庁長官」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 消費者庁長官

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

第六条第五項中「特定食品関連事業者又は」を「次の各号に掲げる食品関連事業者又は」に、「食品関連事業者が」を「食品関連事業者が」に、「都道府県知事」を「者」に改め、「を当該」の下に「食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項に次の各号を加える。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

第六条第六項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第七項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「消費者庁長官」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該

指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の場合 消費者庁長官

第六条第八項中「都道府県知事」の下に「若しくは指定都市の長」を加える。

第七条第八項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

2 この政令の施行前に農林物資の規格化等に関する法律又は食品表示法の規定により都道府県知事がした指示等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）で、この政令の施行の日以後においてこの政令による改正後の農林物資の規格化等に関する法律施行令又は食品表示法第十五条の規

定による権限の委任等に関する政令の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において単に「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、同日以後においては、指定都市の長がした処分等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。